

契約約款

(総則)

- 第 1 条 注文者(以下『甲』とする)と(株)岡工務店(以下『乙』とする)は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
- 2 この契約書及び、添付の御見積書、仕上表、打合せシート等に基づいて、乙は工事を完成し、甲と乙は契約の目的物を確認するものとし、甲は、その請負代金の支払を完了する。

(打合せどおりの工事が困難な場合)

- 第 2 条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打合せどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、甲と乙が協議して、実情に適するように内容を変更する。
- 2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、甲と乙が協議してこれを定める。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

- 第 3 条 甲及び乙は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
- 2 甲及び乙は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済みの工事材料(製造工場などにある製品を含む)・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、若しくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認・代金支払い)

- 第 4 条 工事を終了したときは、甲と乙は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、甲は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

(支給材料、貸与品)

- 第 5 条 甲よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は甲と乙の協議の上決定する。
- 2 乙は、支給材料または貸与品の受領後速やかに検収するものとし、不良品については甲に対し交換を求めることができる。
- 3 乙は支給品または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

(第三者への損害および第三者との紛議)

- 第 6 条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、甲と乙が協力して処理解決に当たる。
- 2 前項に要した費用は、請負者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、乙の負担とする。なお、甲の責に帰すべき事由によって生じたものについては、甲の負担とする。

(不可抗力による損害)

- 第 7 条 天災その他自然的または人為的な事象であって、甲・乙いずれにもその責を帰することのできない事由(以下『不可抗力』という)によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器(有償支給材料含)または工所用機器について損害が生じたときは、乙は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。
- 2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、甲がこれを負担する。
- 3 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の甲の負担額から控除する。

(瑕疵がある場合の責任)

- 第 8 条 目的物に瑕疵がある場合、乙は民法に定める責任を負う。
アフターサービスについては、当社アフターサービス基準によるものとする。

(工事の変更、一時中止、工期の変更)

- 第 9 条 甲は必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。
- 2 前項により、乙に損害を及ぼしたときは、乙は甲に対してその補償を求めることができる。
 - 3 乙は、不可抗力その他正当な理由があるときは、乙に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、甲と乙が協議して決める。

(遅延損害金)

- 第 10 条 乙の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、甲は遅延日数 1 日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。
- 2 甲が請負代金の支払を完了しないときは、乙は遅延日数の 1 日につき、支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

(紛争の解決)

- 第 11 条 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の地方裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(補則)

- 第 12 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲と乙が誠意を持って協議して定める。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が『特定商取引に関する法律』の適用を受ける場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読みください。

- ① 『特定商取引に関する法律』の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様(甲)は文書を持って工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合にはクーリングオフの権利行使はできません。
※ お客様(甲)がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様(甲)からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等
- ② 上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合、
 - ア) 請負者(乙)は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。
 - イ) 契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者(乙)の負担とします。
 - ウ) 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、速やかにその全額を無利息にて返還いたします。
 - エ) 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(甲)は無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
 - オ) すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様(甲)に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。
- ③ 上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様(甲)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者(乙)から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。